

令和 4 度近畿農政局農業農村整備事業等事業評価技術検討会（第 2 回）
補助事業事後評価「上平木地区」 議事概要

- 1 日 時：令和 5 年 2 月 13 日（月）14:00～15:00
- 2 場 所：近畿農政局第 4 議室
- 3 対象地区：農業競争力強化基盤整備事業「上平木地区」
- 4 出席委員：坂本 真有美 京都府生活協同組合連合会理事
須戸 幹 滋賀県立大学環境科学部教授
藤原 正幸 京都大学大学院農学研究科教授（委員長）
古谷 千絵 ジャーナリスト

5 審議内容

（1）評価結果書案について

（技術検討会（第 1 回）における意見と対応案）

（藤原委員）

資料 1 「技術検討会（第 1 回）における意見と対応案について」はホームページに載るのか。

（永野農政調整官）

会議資料はホームページに掲載する。

（須戸委員）

資料 1 の P2 で、生産額において平成 24 年以降は補助金を入れずに評価を行っている」と記載されているが、評価書の P3 の現況は平成 26 年となっており、この時点の補助金はどうなのか。

（永野農政調整官）

変更の事業計画が平成 26 年度に作成されており、評価書の現況欄は平成 26 年と記載しているが、この数値は当初計画の現況である平成 18 年の数値が記載されている。（※評価書の現況欄を平成 18 年に修正）

（須戸委員）

資料 2 の P3 で、小麦の作付面積、生産量はかなり増えているが、生産額は増えていないとなると効率的にやっていないのではないかと誤解をされることがあるので、何か説明が要らないかと思ったところ。

生産額が上がっていない。収益が 10 分の 1 となっていることについて、指摘されるのではないかと。

こうした生産額の変動理由について、何か他の地区の事例はないか。

この地域としては、すごくうまくやっているのでは誤解が生じないように。

（永野農政調整官）

他の地区を確認する。

（古谷委員）

資料２の１Ｐで、本地域の修正箇所について、「東近江市」は削除し「本地域（旧八日市市）」でよいと思う。

計画変更の件について、評価書に書けないという理由は分かった。

この事業は平成19年に始まって、その前に事前評価がある。期中評価が平成24年にあって、平成26年に計画変更があって、今回の事後評価をしている。

計画変更の内容がどのようなものであって、いつ何の理由でされたかというのを知らせるための別の評価が必要だと思う。

この事業評価のシステムでは事業の計画の変更があったときに、どの機会にも外部に発信するチャンスがないまま事業が完了してしまう。どういう理由でどのような変更が行われたのかということ国民に何も知らせないまま終われば、疑問に思われるのは当然のことと思う。

今回、書けないということであれば、今後は書けるようにシステム自体を変更すべきだと思う。それは今後の検討課題として本省と話していただきたい。

（前田地方参事官）

前回もお話しさせていただいたが、計画変更については一般の方に一回も知らせていないという事はなく、法手続き上、公告縦覧して、計画の内容も一般の人にしっかりと見えるようになっているので、全くそういう機会がないという訳ではない。

（古谷委員）

それはいつの時点になるのか。

（前田地方参事官）

平成26年の計画変更時に行っている。計画変更の内容は一般の方にも示しており、また、審査請求できる機会も与えている。このことは事業評価という事ではなくて、土地改良法の法手続きに基づいてやっているなので、ご理解いただきたい。

（古谷委員）

それは理解したが、事業評価としては、事前、期中、事後の一連の流れの中では見えないという事ではないか。

（村上農地整備課長）

着工前に事前の評価があって、期中の評価は着工後５年で行うという場合は、着工してから５年間工事着手していない場合は５年目に評価をするというもの。工事が進んでいる場合は、１０年以内は期中の評価は無く、１０年を超えるとときに１０年目に行うという流れになっている。

(古谷委員)

この地区の場合は10年以内に終わる事業であったので期中評価はやっていないという事か。

(村上農地整備課長)

期中評価はしていないという事である。

(古谷委員)

それは補助事業でも国営でも共通か。

(前田地方参事官)

同じである。

(古谷委員)

ルールは分かるが、大原則として分かりやすさというのを追求していただきたい。

(大内次長)

それでは、意見と対応案に経緯を記載することで検討したい。

(古谷委員)

わかりました。よろしくお願いします。

(坂本委員)

資料1のP3で、岡田委員の質問の回答・対応案に「小規模な農家も残していった方が良いのではと考えられる」と表現を、具体的には書けないのか。これだと考えられるだけで希望が感じられない。

(古谷委員)

東近江市の担当者はどう考えているのか、実際に土地改良区の方々に再度ヒアリングするなど、もっと実態に即した表現で報告すべきだと思う。

(坂本委員)

課題なら課題として残っているとしたほうがよい。これだと主語が誰かわからず、誰が何をするのかしないのか、わからない。

(藤原委員)

地元にもちょっと聞いていただくということでどうか。

(大内次長)

地元にも再ヒアリングする。

（須戸委員）

話を少し戻すが、東近江市（旧八日市市）にすると東近江市イコール旧八日市市と思えてしまう。東近江市がいくつかの市町村が合併して、その一部の八日市市と分かるように資料の1行目の関係市町村名のところに旧市町村を羅列しておくことは可能か。

（永野農政調整官）

合併に係る旧市町村名の記載については検討してみる。

（藤原委員）

修正について確認すると、まず資料1でこの地区の経緯について詳しく記載してはどうか。

生産額が少なくなっているのは何故か分かるような説明を追加してはどうか。

評価書の1ページの本地域の後の「東近江市」は削除。

資料1のP3最後は地域計画の方向性を東近江市に確認願いたい。

修正された内容は各委員に提示していただきたい。合意いただいた後の微小な修正等があれば委員長に一任していただきたいと思う。

（2）第三者の意見について

（藤原委員長）

今お配りしましたものが委員長の案となっている。これをたたき台としてご検証いただければと思う。まず読み上げさせていただく。

「本事業を契機に集落営農組織が設立され、受益地の約9割の農地が集落営農組織に集約されている。本事業によるほ場の大区画化により、労働生産性が格段に改善され、その結果、特に小麦、大豆の作付面積と生産量が大幅に増えている。

今後の課題として、集落営農組織の後継体制を整えることが必要である。併せて野菜の作付面積を増加することで収益を上げ、担い手以外の小規模な農家についても営農しながら住み続けられるようにすることで集落が維持され、農地や景観が保たれることを期待したい。」

というふうにまとめさせていただいたが、何か意見があれば願います。

（古谷委員）

これは、私たちの意見という事なので異論はない。

（須戸委員）

労働生産性が大幅に改善されたというのはどこを見ればよいか。

（村上農地整備課長）

評価結果書案の P4 に記載がある。

(藤原委員)

労働時間や時間当たり生産量などがかなり改善されている。

(須戸委員)

大幅というのがどれくらいかと思っていたが、水稻で 3 倍、小麦で 10 倍近くなっているの、これだったら大幅といってもいい。

(藤原委員)

坂本委員は良いか。

(坂本委員)

これで良い。

(藤原委員)

それではこれを第三者の意見とする。

以 上